

情報セキュリティ基本方針の策定について

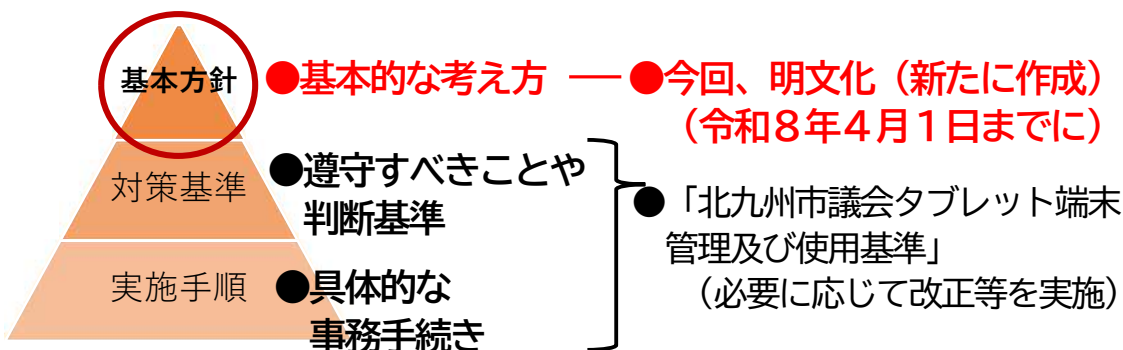
1 趣旨

地方自治法の一部を改正する法律が、以下のように定められ、**令和8年4月1日に施行**されることから、本市議会においても情報セキュリティ基本方針を定めるもの。

普通地方公共団体、特別区、一部事務組合及び広域連合の**議会**、長、委員会及び委員並びに地方独立行政法人(以下、「執行機関」という)は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。
(地方自治法第244条の6)

なお、情報セキュリティ対策は、「基本方針」、「対策基準」、「実施手順」の3階層で構成され、法律では、基本方針を令和8年4月1日までに定めることとされている。

【参考】セキュリティ対策の体系図



2 北九州市議会情報セキュリティ基本方針(案)の概要

適用範囲

- 議員に貸与しているiPad
- 会派に貸与しているパソコン

対策

- 情報セキュリティ対策（組織体制、物理的・人的・技術的対策）
- 情報セキュリティの自己点検や監査
- 情報セキュリティ基本方針の見直し
- 情報セキュリティ対策基準の策定
- 情報セキュリティ実施手順の策定

(注) 現在の運用は、「北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準」に基づき、適正に使用・管理している。今回策定する基本方針は、セキュリティ対策の基本的な考え方を規定したものであり、新たな対応を求めるものではない。